

測量法の改正に基づく「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」の改正案に関するパブリックコメントの募集の結果について

国土交通省国土地理院
総務部総務課

国土交通省国土地理院では、平成 20 年 2 月 21 日(木) から平成 20 年 3 月 21 日(金) までの間、測量法の改正に基づく「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」の改正案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からご意見の募集を行い、その結果、1 件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土地理院の考え方は、以下のとおりです。

皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土地理院の測量行政・事業にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領（案）に関する意見募集の結果と対応

頂いたご意見	意見に対する考え方
「測量成果」とは何か、具体的に記載する必要があるのではないか。	本要領における「測量成果」とは、測量法第 9 条に定義されており、本要領では具体的に定義しておりません。 ただし、申請者の方にご理解いただけるよう、申請に関する手引き等をホームページに掲載することとしております。